

# 青森県報

第三千六十三号

平成二十一年  
三月二十五日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報の一部改正

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定

介護保険法による居宅サービス事業者の指定

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定

飼料の試験の結果の概要

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生

道路の指定

### 公 告

土地立入の通知  
建設業者の許可の取消し

右 同

右 同

右 同

右 同

右 同

右 同

(総務学事課) 一

(青少年・男女共同参画課) 一

(高齢福祉課) 二

(同) 二

(障害福祉課) 二

(同) 三

(畜産課) 三

(水産振興課) 三

(建築住宅課) 四

(監理課) 四

(東青地) 五

(中南地) 六

(同) 六

(三八地) 六

(同) 六

(北地) 七

(同上) 七

### 出先機関

土地改良区の役員の退任

右 同

右 同

右 同

右 同

右 同

右 同

(三八地) 七

(同) 八

(西北地) 八

(同) 八

(北地) 八

(同上) 八

(北地) 八

## 告 示

青森県告示第百七十七号

平成十三年四月一日青森県告示第百二十八号(青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

表障害者職業能力開発校入校試験の項中「学科試験の科目別得点及び総合得点を「適性検査及び面接評価による順位」に改める。

青森県告示第百七十八号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名	称	発行者(作者)名	該当条項
				青森県知事	三 村 申 吾



青森県告示第百八十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
-----	-------	-------

一番町薬局 八戸市一番町二丁目三の七

平成二・三・一

青森県告示第百八十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十一年二月三日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂 肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 繊 維 %	粗 灰 分 %	揮発性窒素性 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 の 査 水分 %		
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の6	同 左	リーヤ-南部17	21.2	16.5	5.9	4.19	0.56	2.2	13.1	-	-	-	-	-	80.0	-	14.0	
		FV前期	21.2	17.2	6.0	4.02	0.57	2.1	12.7	-	-	-	-	-	-	2,870	12.3	
		ノーサン印 子豚育成用配合飼料のびさかり子豚H	21.2	16.5	5.4	0.70	0.47	2.3	4.1	-	-	-	-	-	-	-	-	14.0

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第百八十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
三戸郡階上町大字道仏字沢前戸三八の二 小西 博美	階上区域 階上漁業協 同組合の地 区	総トン数十 未満の漁船 により行う漁 業であつて、 主としていか つり漁業
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五七 黒坂 一男		

東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢二八三 若佐 清春 東津軽郡外ヶ浜町字平館後田七三 高坂 茂	外ヶ浜第二区 協同組合の 地区のうち 字平館後田 字平館門の 沢、字平館 田、字平館 平門太郎、 工門、字平 平館、字平 形、字平館 根、字平館 湯、字平館 湯、字平館	底建網漁業
西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎五八の一 横磯漁業生産組合 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三四二の五 有限会社 山三黒瀧商店	新深浦町第三 区域 協同組合 の地区のうち の大字月 屋及び大字 船作の区域	小型定置漁業 た、漁業 水面以外 に、及び 置、水に 水面にお 漁具を深 十以上の 以上、水 定置し、 して、と る漁業

青森県告示第百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二十五日

区	間	延長	幅員	指定期日
五所川原市字本町三八の五から五 所川原市字本町三七の一まで	二一・〇〇メートル	〇・〇〇メートル	平成 三・三・六	
五所川原市字上平井町一二六の六 から五所川原市字上平井町一二六の六 の七まで	二七・八〇メートル	〇・〇〇メートル	"	
五所川原市字上平井町一二六の六 から五所川原市字大町一九の一まで	三二・五〇メートル	〇・〇〇メートル	"	
五所川原市字本町三七の二から五 所川原市字大町一六の一まで	七八・八〇メートル	〇・〇〇メートル	"	
五所川原市字大町二六の八地先か ら五所川原市字大町二七の一 地先まで	一八・〇〇メートル	〇・〇〇メートル	"	
五所川原市字上平井町一一八の一 地先から五所川原市字上平井町一 一八の一まで	六・九〇メートル	八・〇〇メートル	"	
五所川原市字旭町九の一八から五 所川原市字旭町九の一九まで	一〇・七〇メートル	〇・六〇メートル	"	
五所川原市字本町四一の一から五 所川原市字本町四一の一まで	三九・七〇メートル	二・七〇メートル	"	

公 告

土地立入の通知

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称
- 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 三 事業の種類
- 四 北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 五 立ち入るうとする土地の区域

青 森 市												市町村名
清	前	奥	瀬	飛	西	羽	油	岡	新	新	石	大字名
水	田	内	戸	鳥	田	白	川	町	城	田	江	字
成見	中野、湯の沢	宮田、川合、平塚	磯田、神田	塩越、岸田、福浦	浜田、沖津、山辺	富田、池上、沢田	実法、船岡	松本、藤戸	平岡、福田	忍	高間	名
生田												

四 立ち入るうとする期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

建設業者の許可の取消し

今東	外東	蓬東													
津別	ヶ津	津田													
軽町	浜軽	軽村郡													
大		広	瀬	郷	蓬	阿	長	中	四	後	六	小	左	内	
川		瀬	辺	沢	田	弥	科	沢	戸	湍	枚	橋	堰	真	
平		坂元、高根	地	浜	田	陀	浦	池	橋	大	橋	橋	大	部	
清川、熊沢	母沢、二股、上股、与次郎沢、深沢		山田、田浦	田	汐越、宮本	川	田、川瀬、鶴舘	田、浪返	磯部、富田	大原、平野	不浪知、山越	福田、千鳥、伊沢、田川	大科、野田	岸田、平岡	

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社アオケン

二 代表者の氏名 松田 勝

三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字谷脇九一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一一一一五号

五 取消年月日 平成二十一年二月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ヤスタケ

二 代表者の氏名 安井 静子

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字代官町九七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第七六四三号

五 取消年月日 平成二十一年三月二日

六 取消しに係る建設業の許可

水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ヤスタケ

二 代表者の氏名 安井 静子

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字代官町九七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第七六四三号

五 取消年月日 平成二十一年三月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社中谷建設

二 代表者の氏名 中谷 宏信

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字蔵主町六の一

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第三三八号

五 取消年月日 平成二十一年三月五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年十一月十日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社吉田板金工業

二 代表者の氏名 吉田 和雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字市川九六

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一二八四三号

五 取消年月日 平成二十一年三月三日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小川鉄工所

二 氏名 小川 好美

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西小稲一五九の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一四七一八号

五 取消年月日 平成二十一年二月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、とび・土工、屋根、鋼構造物、鉄筋、板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年十二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十五日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	小泉 正	三戸郡南部町大字小泉字小泉一四	平成三・一六



土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十五日

三八地域県民局長 堀内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理事	白坂 晶敬	三戸郡五戸町大字倉石中市字中市三三	平成三・二・二九

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十五日

西北地域県民局長 藤本 正 雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理事	今 崇	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋前田二五	平成三・一・三

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十五日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理事	立崎 義忠	上北郡東北町大字大浦字西淋代三九	平成三・二・四

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十五日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理事	田嶋 正通	上北郡七戸町字中岫東道添五〇の二	平成三・二・二九

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------